

高知県肉用子牛価格安定資金造成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県肉用子牛価格安定資金造成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び補助対象事業)

第2条 県は、肉用子牛価格安定資金造成事業を推進するため、一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会(以下「指定協会」という。)が行う次に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費について予算の範囲内で補助する。

(1)生産者積立金造成事業

肉用子牛の価格安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)の定めるところにより、指定協会が行う肉用子牛に係る生産者補給金の交付に充てるための資金(以下「生産者積立金」という。)の造成に要する経費

(2)償還円滑化積立金造成事業

「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」(平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通達。以下「運用通達」という。)第1の2の(10)の指定協会が保有する肉用子牛に係る生産者補給金の交付に充てるための財源が不足したときにおいて、指定協会が一般社団法人全国肉用牛振興基金協会から借り入れる資金(以下「借入金」という。)の償還財源(以下「償還円滑化積立金」という。)の造成に要する経費

(補助率及び補助金の範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助率及び補助額の範囲は、それぞれ次のとおりとする。

(1)生産者積立金造成事業

指定協会が定める肉用子牛1頭当たりの生産者積立金の額(以下「生産者積立金単価」という。)の4分の1に相当する額に、前年次に指定協会が備える個体登録台帳に登録された頭数(以下「契約肉用子牛頭数」という。)を乗じて得た額とする。

(2)償還円滑化積立金造成事業

借入金の6分の1以内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 指定協会は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書1通を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 指定協会は、補助金の交付の決定後第2条第1号又は第2号に規定する事業を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書1通を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第6条 知事は、規則第14条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる事業について当該各号に定めるところにより概算払をすることができる。

(1)生産者積立金造成事業

生産者補給金の交付が円滑に行われるため、知事が必要があると認めるときは、当該年度の交付決定額の範囲内において運用通達第2の3の(1)の契約肉用子牛の頭数に応じた額

(2)償還円滑化積立金造成事業

指定協会が借入金を円滑に返済するため、知事が必要があると認めるときは、当該年度の交付決定額の範囲内の額

2 指定協会は、前項に掲げる補助金の概算払を請求しようとする場合は、別記第3号様式による補助金概算払請求書1通を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 指定協会は、当該年度のそれぞれの積立金造成完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書1通を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

(生産者積立準備金、生産者積立金及び償還円滑化積立金の管理)

第8条 指定協会は、肉用子牛価格安定事業実施要領(昭和45年4月21日付け45畜A第2175号農林事務次官依命通達。以下「旧要領」という。)に基づく調整積立金、交付準備金、特別の積立金及び高騰時積立金並びにその果実並びに旧要領から肉用子牛価格安定基金制度(以下「現行制度」という。)に移行する際繰り入れられた各財産については、運用通達第1の2に基づき管理するものとし、現行制度に係る生産者積立準備金、生産者積立金及び償還円滑化積立金の管理については次の表に定める。

区 分	経 理 方 法
生産者積立準備金	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)、県及び契約生産者負担分を区分して経理する。 (2) 契約生産者別に経理する。
生産者積立金	(1) 各品種ごとに区分経理する。 (2) 機構、県及び契約生産者負担分を区分して経理する。
償還円滑化積立金	(1) 各品種ごとに区分経理する。 (2) 機構、県及び契約生産者負担分を区分して経理する。

- 2 指定協会は、運用通達第1の2の(7)及び(8)に基づき県分生産者積立準備金を生産者積立金又は償還円滑化積立金に繰り入れる場合は、あらかじめ別記第5号様式による繰入承認申請書を知事に提出し、承認を得なければならない。この場合において、生産者積立金については、契約肉用子牛頭数に応じて繰り入れるものとする。
- 3 指定協会は、毎年度3月31日現在の県分生産者積立準備金の管理状況を、別記第6号様式により翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。
- 4 指定協会は、県分生産者積立準備金を生産者積立金及び償還円滑化積立金に繰り入れても、県分生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれる場合は、業務対象年間中であっても、知事から返還の指示があったときは、指示があった額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第9条 指定協会は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(附則)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。